

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年9月号 | No. 09/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

WIPO 本部で開催される上級者向け PCT セミナー

以前お知らせしたとおり、上級者向け PCT セミナーが、2024 年 10 月 2 日と 3 日にジュネーブの WIPO 本部において開催されます。プログラムは、国際事務局の経験豊富な PCT スタッフにより実施され、USPTO (米国特許商標庁) からのゲストスピーカーによる講演が予定されています。本セミナーは、特許管理を行う事務職員、弁理士や PCT 制度をすでに知っているユーザを対象に、当制度に関する知識を深め、ベストプラクティスのヒントを得、当制度の最新動向を把握してもらうことを目的としています。

初日はハイブリッド形式で実施され、国際段階でのベストプラクティスや国内段階移行に特化した問題に関するトピックスを取り上げる予定です。2 日目は、現地参加者に法律や手続に関する実践的なワークショップ、ePCT clinic や PCT オペレーションチームへの訪問などが予定されています。

2 日間のセミナーの登録は無料です。現地参加のための登録締め切りは 2024 年 9 月 27 日業務終了時ですが、オンラインで参加ご希望の方は、2024 年 10 月 1 日までオンラインで登録が可能です。

プログラムは以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/wipo_pct_adv_ge_24/wipo_pct_adv_ge_24_www_634756.pdf

講演者のリストを含む詳細は、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/en/news/2024/news_0023.html

現地、又はオンライン参加や登録に関するご質問は、以下のアドレスへ E メールをお送り下さい。

pct.training@wipo.int

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーやその他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダー (英語版) をご参照下さい。

XML レンダリングを視覚化する試行が XML 形式で提出される全ての国際出願の公開へ拡張

PCT ニュースレター 2023 年 10 月号と 2024 年 5 月号でお知らせしたとおり、国際事務局 (IB) は、国際出願に加えられた修正をより適切に表示し、且つ XML データのより効果的で一貫した活用を目的として、国際出願公開での XML レンダリングを視覚化する試行を開始しました。

これまで得られた経験や関係官庁との協議に基づき、IB は、2024 年 10 月から、受理官庁を問わず XML 形式で提出される全ての国際出願に対し当試行を拡張することを決定しました。

当試行に関する詳細は、PCT 回章 C. PCT 1656 をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/docs/circulars/2023/1656.pdf>

2024 年 8 月 19 日に発生した電子出願サービスの不通について

ePCT 出願サービス又は ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービスを経由した国際出願の提出ができない状況が、以下の日時に発生しました。

2024 年 8 月 19 日の午前 2 時から午前 11 時 14 分 (中央ヨーロッパ夏時間) まで

これにより、受理官庁としての国際事務局と ePCT から直接出願を受理する他の受理官庁に対する出願の提出が影響を受けました。

この不通のために優先期間内に PCT 出願を行うことができなかった PCT 出願人であって、但し 12 か月の期間の満了から 2 か月以内に PCT 出願を行うことが可能な PCT 出願人は、PCT 規則 26 の 2.3 に基づき、当該規定を適用している受理官庁に対し優先権の回復を請求することができます。受理官庁としての国際事務局は、当該規則を適用しています。

国際出願の電子出願と処理

モーリシャス産業財産庁 (IPOM) が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としてのモーリシャス産業財産庁 (IPOM) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき、2024 年 11 月 1 日から電子形式による国際出願の受理及び処理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件や運用を含む通知は、2024 年 9 月 19 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (MU) が更新されました)

産業財産機関 (OBI) (ギリシャ) が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としての産業財産機関 (OBI) (ギリシャ) は、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき、2024 年 9 月 19 日から電子形式による国際出願の受理及び処理を開始する旨を IB に通知しました。当該機関は、ePCT 出願と Front Office (GR epatents) を利用して電子形式で提出される国際出願を受理

します。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件や運用を含む通知は、2024 年 9 月 19 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (GR) が更新されました)

韓国知的財産庁 (KIPO) - 電子形式による国際出願の提出に関する要件及び運用

韓国知的財産庁 (KIPO) は、ePCT 出願を経由して提出される国際出願をすでに受理していますが、この度、国際出願の提出や関連する書類の電子形式による提出に関する当該官庁の要件と運用を含む通知を更新しました。詳細は 2024 年 8 月 2 日付の公示 (PCT 公報) をご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (KR) が更新されました)

中国国家知識産権局 (CNIPA) に関する通知の更新

PCT ニュースレター 2023 年 9 月号に掲載された情報に加えて、電子形式による国際出願の提出に関して、中国国家知識産権局 (CNIPA) の要件や運用を含む通知が更新され、2024 年 9 月 12 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

例外的な閉庁日

フィリピン知的財産庁

フィリピン知的財産庁は、2024 年 7 月 24 日から 25 日と 8 月 28 日は悪天候のため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しませんでした (閉庁)。

これを受けて PCT 規則 80.5(i) に従い、国際出願に関連する文書又は手数料が当該官庁に到達すべき期間の末日が上記の閉庁した日に当たる場合、その期間は後続の就業日に満了するよう延長されます。

メキシコ産業財産機関

メキシコ産業財産機関は、2024 年 8 月 8 日及び 9 日は電子システムの不通のため、通常業務を行う目的で利用者に対して開庁しませんでした (閉庁)。

これを受けて PCT 規則 80.5(i) に従い、国際出願に関連する文書又は手数料が当該官庁に到達すべき期間の末日が上記の閉庁した日に当たる場合には、その期間は後続の就業日である 2024 年 8 月 12 日に満了するよう延長されました。

官庁により IB に提供される閉庁日の一覧情報は、上述した情報を含めて更新されました。以下のリンクからご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/ClosedDates.xhtml>

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

(訳者注: DAS に関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、認証謄本を提出したり提供しよう手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう請求することができます。但し、当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はないことにご留意下さい。

ベルギー知的財産庁 (IPObel)

ベルギー知的財産庁 (IPObel) は 2020 年 11 月 1 日からすでに国内特許出願と国内実用新案出願の取得庁として運用しています。2024 年 9 月 1 日から、国内特許出願のための提供庁としての運用を含め、DAS における参加の範囲を拡張した旨を IB に通知しました。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/en/web/das/participating_offices/search-details?territoryId=15

PCT アップデート

AU: オーストラリア (手数料)

BE: ベルギー (官庁名)

知的財産庁 (ベルギー) は、自庁の名称は、以下のとおりである旨を国際事務局 (IB) に通知しました。

官庁名: ベルギー知的財産庁 (IPObel)

(PCT 出願人の手引、附属書 B (BE) が更新されました)

CA: カナダ (手数料、優先権回復請求、国際調査報告及び国際予備審査報告に引用された文献の写し)

CN: 中国 (国内段階移行の特別な要件、手数料)

国際出願の譲渡証書に関する PCT 規則 51 の 2 の特別な要件が 2024 年 1 月 20 日付で変更されました。当該規則に基づく特別な要件をまとめたリストは、以下のとおりです¹。

- 国際出願の願書に記載されていない場合、発明者の氏名²
- 出願人が同一でない場合、優先権の譲渡証書²

¹ PCT 第 22 条又は第 39 条(1) に基づく期間内にこれらの要件を満たしていない場合には、当該官庁は命令書に定めた期間内に要件を満たすよう出願人に求めます。

² この要件は、PCT 規則 4.17 に従って該当する申立てが行われていれば満たされます。

- 必要であれば、変更後の出願人が当該出願の権利を有することを証明する書類
- 代理人の選任
- 出願人が国際出願について新規性喪失の例外を主張する場合、その例外に関する証拠
- 該当する場合には、電子形式によるヌクレオチド及び/又はアミノ酸配列表の提出

さらに、国内手数料の免除、減額、又は返還の条件が、以下のとおり変更されました。

- 国内段階移行する国際出願の出願手数料及び追加出願手数料は、CNIPA が受理官庁及び国際調査機関として行動する場合、免除される。
- 国際調査報告及び特許性に関する国際予備報告が CNIPA によって発行された場合、審査手数料は免除される。
- 出願が実体審査段階に移行しており、最初の審査見解に対する応答期間が満了する前に自発的に取り下げられた場合、審査手数料の 50% の返還を請求することができる。

(PCT 出願人の手引、国内章、概要 (CN) が更新されました)

CO: コロンビア (所在地とあて名、電話番号、手数料、FAX 機の使用停止)

DE: ドイツ (電話番号)

GR: ギリシャ (電子出願)

HU: ハンガリー (国家安全保障規定)

IN: インド (電子メールアドレス、代理人に関する要件、手数料)

IT: イタリア (所在地)

LA: ラオス人民民主共和国 (国内段階移行期限)

MU: モーリシャス (管轄国際調査及び予備審査機関、電子出願)

NO: ノルウェー (手数料)

RU: ロシア連邦 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する情報)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的財産庁、エジプト特許庁、欧州特許庁 (EPO)、インド特許庁、日本国特許庁 (JPO)、韓国知的財産庁、国立産業財産機関 (ブラジル)、米国特許商標庁 (USPTO))

2024 年 10 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁	韓国ウォン
欧州特許庁 (EPO)	日本円
日本国特許庁 (JPO)	米国ドル
韓国知的財産庁	オーストラリアドル
国立産業財産機関 (ブラジル)	米国ドル

2024 年 11 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定された通貨で支払う換算額が変更になります。

カナダ知的財産庁	スイスフラン
エジプト特許庁	スイスフラン
欧州特許庁 (EPO)	日本円
インド特許庁	スイスフラン、ユーロ
日本国特許庁 (JPO)	米国ドル
米国特許商標庁 (USPTO)	南アフリカランド

2025 年 1 月 1 日から、手数料表 I(b) に表示されるカナダ知的財産庁が実施する国際調査についてカナダドルで支払う額とスイスフランでの換算額が変更になります。また、同日から支払う以下の手数料の額も変更になります。

追加調査手数料 2,317.68 カナダドル

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、BR、CA、EG、EP、IN、JP、KR、US) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (カナダ知的財産庁)

2025 年 1 月 1 日から、手数料表 II に表示されるカナダ知的財産庁が実施する国際予備審査について、カナダドルで支払う額が変更になります。また、同日から支払う以下の手数料の額も変更になります。

追加予備審査手数料 1158.84 カナダドル

(PCT 出願人の手引 附属書 E (CA) が更新されました)

取扱手数料 (カナダ知的財産庁)

2024 年 11 月 1 日から、国際予備審査機関としてのカナダ知的財産庁にカナダドルで支払う取扱手数料の新しい換算額が設定されました。新料金は 319 カナダドルです。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (CA) が更新されました)

米国特許商標庁 (USPTO) にて近日開催予定のセミナー

2024 年 10 月 28 日に、アレキサンドリアの USPTO 本部にて WIPO 主催の PCT セミナーが開催予定です。午前の部では PCT の法律と運用に関する問題を取り上げ、午後は ePCT に特化した講演となります。プログラムは、USPTO の PCT 専門家のサポートを受け、国際事務局の経験豊富なスタッフが実施する予定です。当セミナーは、特許管理を行う事務職員、パラリーガル、その他 PCT 制度をすでに知っているユーザを対象としています。

研修は無料です。参加は定員 75 名となりますので、お早めにお申し込み下さい。

セミナーや登録の詳細については、近く PCT カレンダーでお知らせします。

近日開催予定の日本語 PCT ウェビナー

WIPO は、PCT の様々な手続とそのメリットについて解説する日本語 PCT ウェビナーシリーズを開催します。ウェビナーへの参加は、以下の各ウェビナーの末尾に記載されているアドレスから無料でご登録いただけます。

– PCT の概要とメリット

2024 年 11 月 13 日(水) 午前 9 時から午前 10 時 (中央ヨーロッパ時間)
日本時間午後 5 時から午後 6 時、その後 30 分間の質疑応答

外国で特許取得のための PCT のメリットと手続の流れを説明します。本年 5 月に施行された特許出願の非公開制度にも触れます。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/5717256266737/WN_1GDG9mRRRW6XsHc-jS59SQ

– 国際出願と国際調査

2024 年 11 月 21 日(木) 午前 9 時から午前 10 時 (中央ヨーロッパ時間)
日本時間午後 5 時から午後 6 時、その後 30 分間の質疑応答

国際出願はどのように行うのか、また国際調査の内容、PCT 制度の効果的な使い方などを実務家からの視点で解説します。講演の最後に、特許庁より中小企業の手数料減額についてご説明いただきます。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/9617256299277/WN_SmamDIYxQMuNen3ek_c2cg

– 国際公開とその後の手続

2024 年 11 月 28 日(木) 午前 9 時から午前 10 時 (中央ヨーロッパ時間)
日本時間 5 時から午後 6 時、その後 30 分間の質疑応答

国際公開や国際予備審査、国内段階移行などの手続を解説します。PCT がシンプルで使い勝手の良い制度であることがお分かりいただけます。

https://wipo-int.zoom.us/webinar/register/3717256300000/WN_McUeiFY-S2GKvskRHkRXDw

ウェビナーの詳細は、PCT セミナーカレンダー (英語版) をご利用下さい。

PCT 関連資料の最新/更新情報

Learn the PCT ビデオシリーズ: How to File your International Application

中国語字幕版

“Learn the PCT” ビデオシリーズ (“How to File your International Application”) の全ビデオ 29 本に中国語字幕が追加されました。当シリーズは、WIPO PCT 法務・ユーザ関連部副部長の Matthias Reischle-Park が、国際段階と国内段階における PCT 処理の重要な手続や問題について概要を説明する 29 本の短編ビデオシリーズ (各約 15 分) です。

中国語字幕版は、ビデオ画面のビデオコントロールの字幕（訳者注: クローズドキャプション (CC)) から選択できます。

<https://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>

中国語字幕付き YouTube ビデオは、ページの右上（訳者注: 動画画面のクローズドキャプション (CC)) から中国語をご選択下さい。

中国語とロシア語による修正 PCT 受理官庁ガイドライン

2024 年 7 月 1 日付で修正された PCT 受理官庁ガイドラインの全文が、それぞれ中国語とロシア語でご利用いただけるようになりました。

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/gdlines.html>

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/gdlines.html>

新しい出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアルに、以下の新しいビデオが収録されました。

– ePCT アクション (https://www.wipo.int/pct/en/epct/epct_actions.html):

- ePCT Action: Update file reference
- ePCT-Action: Rule 92 *bis* change request overview
- ePCT-Action: How to use the Rule 92 *bis* change request
- ePCT General Features: Download ePCT-Filing data package for RO/US, IL, CA

国際事務局に対する手数料支払用の銀行名と住所の変更について

WIPO 銀行口座への振込による支払（スイスフラン、米国ドル又はユーロ建ての支払）を行う際の銀行名と住所が、以下のとおり変更されました。

UBS SWITZERLAND AG (FORMERLY CREDIT SUISSE), ZURICH, SWITZERLAND

オンライン決済の方法や支払方法ごとに利用可能な通貨に変更はありません。

WIPO への PCT 手数料の支払いに関する情報は、以下をご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

（訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能）

詳細とサポートにつきましては、以下のリンクからお問合せ下さい。

<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=finance>

実務アドバイス

国際予備審査の一件書類の一般公開を防ぐために国際予備審査請求を取り下げること

Q: PCT 条約の第 II 章に基づく国際予備審査請求書を提出しました。国際予備審査機関 (IPEA) は見解書を発行しましたが、特許性に関する国際予備報告 (「IPRP 第 II 章」) はまだ作成していません。私共が提出した反論に対する IPEA の応答によれば、IPRP 第 II 章には、請求の範囲が新規性と進歩性を満たしているかどうかについて否定的な記述が含まれるようです。国際予備審査の一件書類の中身が一般公開されないようにする方法はありますか？

A: 国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの (自明のものではないもの)、及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかについて、予備的な且つ拘束力のない見解を示すことを目的としています。IPEA の調査結果は IPRP 第 II 章に記載されます。IPRP 第 II 章が作成される前に、IPEA は見解書を一回以上発行することができます。国際調査手続とは異なり、出願人は IPEA の見解書に対し答弁をすることができ、口頭及び書面で実体審査官と連絡を取り、補正書と反論を提出することができます (PCT 第 33 条、第 34 条、規則 66.2 から 66.6)。PCT 第 38 条(1) は、IPRP 第 II 章が作成される前の国際予備審査の秘密保持について規定しています。

IPEA は第 II 章報告を作成すると PCT 第 36 条(1) 及び PCT 規則 71.1(a) に従い、その写しを出願人と国際事務局 (IB) の双方に送付します。また、IPEA の一件書類中その他の文書の写しも IB に送付します (PCT 規則 71.1(b) 及び PCT 実施細則 第 602 号の 2)³。

優先日から 30 か月が経過すると、IB は選択官庁に国際予備審査報告の写しを送付し (第 36 条(3)(a) 及び PCT 規則 73.2(a))、選択官庁に代わってその報告と国際予備審査に関連して受領したその他の書類を PATENTSCOPE 上で一般公開します (PCT 規則 71.1(b) 及び 94.1(c))。

IPEA はまた、選択官庁から請求があった場合には、30 か月が経過する前であっても第 II 章報告の作成の後であれば、選択官庁に対し第 II 章の一件書類中の文書も利用することができるようにします (規則 94.2(b))。

出願の係属中の国際予備審査に関するいかなる情報も公開されることを望まない場合には、IPRP 第 II 章報告の作成の前に請求の取下げを行って下さい。取下げを行えば、IPEA は報告書を作成することもありませんし、選択官庁に一件書類を利用できるようにすることもありません。結果として、IB は選択官庁のために一件書類を利用可能にすることはないため、PCT 第 38 条(1) に基づき、国際予備審査の一件書類の秘密は保持されます。第 II 章報告の作成の後に、出願人が請求を取り下げた場合であっても、IB がその報告を受領する前であれば、報告の作成の前に請求を取り下げた時と同じ結果が得られる可能性のあることにご留意下さい (規則 73.2(c))。但し、第 II 章報告は電子通信で行われるため、多くの場合、その報告の作成から IB が受領するまでほとんど時間を要しません。

国際予備審査請求の取下げ通知は、様式 PCT/IB/372 を用いて IB に対し行うことができます。取下げは受理日から有効であるため、アップロードされた時刻が受理時刻として記録されるよう取下げには ePCT を利用することが望ましいです。ePCT で出願の eOwner 又は eEditor のアクセス権を持っている場合には、ePCT アクション「国際予備審査請求 (第 II 章) の取下げ」を利用して通知を提出して下さい。

³ 国際予備審査機関は、技術的な準備が整うまでの間においては、[\(a\)](#) 及び [\(b\)](#) の規定の適用を延期することを決定することができる (PCT 実施細則、第 602 号の 2(c))。

い(解説は <https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?UG=4&T=en&N=866> 参照)。出願のこれらのアクセス権を持っていない場合には、代わりに ePCT のドキュメントアップロード機能を利用することができます。取下げが受理されると、IB は IPEA にその取下げの旨を通知します。なお、取下げの通知を IPEA に送付した場合には、IPEA はその通知に受理の日を付して処理のため IB に送付する点にご留意下さい。この場合、取下げの通知は IPEA が付した日に IB が受理したものとみなされます。一件書類が利用可能となることを防ぐために国際予備審査請求の取下げを検討しているのであれば、できる限り早く IPEA にその意向を伝え、IPEA に取下げ通知の受理を待ち、報告書の作成に着手しないよう要請するのが最善です。

国際予備審査請求の取下げを行わず、報告が作成され IB がその報告を受領するまで待つ場合には、IB は、優先日から 30 か月以内に限り国際予備審査の一件書類の秘密を保持します。選択官庁については、国際予備審査報告が完成すると直ちに国際予備審査の一件書類を利用することができ、請求した場合には、30 か月より前にそれらの書類の利用が可能となることがあります。第三者による利用に関しては国内法が適用され、つまり IPEA は、優先日から 30 か月が経過する前であっても、第三者に一件書類を利用可能とする場合があることを意味します。

PCT ニュースレター 2024 年 3 月号に掲載された実務アドバイスの修正

国際出願は取り下げられたものとみなされた場合の帰結と国内段階での救済手続の可能性

PCT ニュースレター 2024 年 3 月号に掲載された「実務アドバイス」では、国際段階において取り下げられたとみなされた国際出願について、国内段階における救済手続の可能性について解説しました。

応答にある第 2 段落の最初の文は、以下のように解釈して下さい。

この問題に対処するには、まず手数料の支払期間を徒過してしまった場合、受理官庁である国内官庁の内部手続に基づき、依然として手数料を支払う機会が与えられるのかどうかを調べて下さい。支払いの機会が提供されるのであれば、出願は回復できる可能性があります。